

【世帯の収入基準】

○生計維持者の貸与額算定基準額が 381,500 円以下であること。

※独立行政法人日本学生支援機構法に規定する第二種学資貸与金における家計基準に準拠します。

生計維持者とは、申込者本人の学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母がこれにあたります。

・貸与額算定基準額は次の計算式により算出します。(100 円未満は切り捨て)。

$$\text{貸与額算定基準額(a)} = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額(b)}) - (\text{多子控除(c)}) - (\text{ひとり親控除(d)}) - (\text{私立自宅外控除(e)}) \quad (100 \text{ 円未満は切り捨て})$$

(a) 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が 0 円となります(以下の例外を除く)。

・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除等の臨時的な減税処置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は 0 円にならない場合があります。

(b) 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額) に 3/4 を乗じた額となります。

(c) 生計維持者が 2 人を超える子どもを扶養している場合、2 人を超える子ども 1 人につき 40,000 円を控除します。扶養している子どもの人数は住民税情報又は申込時の申告人数のうち、小さい人数を適用します。

(例) 生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の 3 人を扶養している場合の控除額は、(3-2) 人 $\times$ 40,000 円 = 40,000 円となります。

(d) ひとり親世帯に該当する場合に 40,000 円を控除します。

(e) 在学採用の審査において、申請者が私立の大学・短期大学・専門課程を置く専修学校・高等専門学校に在籍し自宅外通学の場合に 22,000 円を控除します。進学前の事前募集の審査においては適用されないため、一律 0 円となります。

【参考】収入・所得の上限額の目安

世帯人数	想定する世帯構成	(○)が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)	(○)が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)
2人世帯	本人、親(○)	1, 166 万円	893 万円
3人世帯	本人、親 A(○)、 親 B(無収入)	1, 113 万円	879 万円
4人世帯	本人、親 A(○)、 親 B(○※1)、中学生	1, 250 万円	892 万円
5人世帯	本人、親 A(○)、 親 B(○※1)、中学生、小学生	1, 334 万円	958 万円

※1 親 B は、例として、給与所得の場合(左表)は収入 300 万円、給与所得以外の場合(右表)は所得 200 万円としています

※2 表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

※3 日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」で、貸与額算定基準額のおおよその確認ができます。
URL:<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>